

2011年3月6日

「保護・尊重・救済フレームワーク」に対する一つの接近  
—企業の自発性の尊重か、法的規制の強化か—

麗澤大学教授 梅田 徹

はじめに

2005年当時のアナン国連事務総長から「企業と人権問題に関する特別代表」に任命されたジョン・ラギー、ハーバード大学教授は、2008年に人権理事会に「保護・尊重・救済」フレームワークを提案した例の報告書の中で、多国籍企業が操業する発展途上国の一部では、その操業に関連して人権侵害が発生することがある状況に言及し、その「主たる原因は「ガバナンス・ギャップ」(governance gaps)にあると指摘した<sup>1</sup>。「ガバナンス・ギャップ」とは、多国籍企業をはじめとする経済的なアクターがもたらす負の側面と、それを適切にコントロールできないグローバル社会の能力との間の格差を指す。この分析はおそらく間違っていないであろう。しかしながら、その分析は企業と人権の文脈に限定されるものではないことも指摘しておく必要がある。多国籍企業が引き起こす環境破壊や腐敗についても、同様に「ガバナンス・ギャップ」が少なくとも原因の一部を構成していると見ることができるからである<sup>2</sup>。

したがって、国際社会にとって対処すべき重要な課題のうちの一つは、このギャップをいかに狭め、いかに埋めるか、に存していると言うことができる。このギャップへの対処の仕方には大きく分けて二つのアプローチ(接近法)あるいは立場があると思われる。一つは、企業がより大きな責任を率先して取り入れることによってギャップに対処するアプローチであり、対処すべきだという立場である。このアプローチを支持する人たちは、企業の自発性こそが問題解決の重要なカギであると主張し、現実には企業によるCSRの先進的な取り組みが大きな成果を上げていることを強調する。もう一つは、国家(あるいは/および国際機関)が法的規制を強化することによってこのギャップに対処するアプローチであり、そのように対処すべきだという考え方である。この立場に立つ人たちは、CSRには限界があり、企業の自発性には任せておくべきではなく、法による強制がなければ真の問題解決にはつながらないと主張する<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 'Protect, Respect and Remedy: a Framework for Business and Human Rights', Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, John Ruggie. UN Doc. A/HRC/8/5 (7 April 2008), para. 3. 以下、本稿の注釈においては、この文書を「SRSRG 2008 Report」と表記する。

<sup>2</sup> この問題意識は次の文献においても共有されている。

<sup>3</sup> 企業の自発性に委ねるべきか、国家による法的強制を強化すべきか、という議論は、2002年7月に欧州委員会がCSRに関する『グリーン・ペーパー』を出したのち欧州を中心に盛んに議論された。その議論の一部が翌年、発行された『ホワイト・ペーパー』にも盛り込まれている。

以上のような二つのアプローチが認識できるとすると、事務総長特別代表ジョン・ラギーが提案した当の『保護・尊重・救済』フレームワークは、「ガバナンス・ギャップ」にどのように対処すべきであると主張しているのか。仮に法的規制の強化が志向されるとした場合、志向される法的規制とは国内法的な規制か、あるいは国際法的な規制か。企業の自発性には任せるとした場合、それは何を意味するのか。

以上のような問題意識から、本稿では、「保護・尊重・救済」フレームワークの内容を整理し、その中心的部分を確定しながら、いくつかの観点からこのフレームワークに対して接近することにより、現段階における限られた範囲からではあるが、一つの評価を試みてみたい。

### 1. 「保護・尊重・救済」フレームワーク提案にいたる経緯

多国籍企業のグローバルな展開がもたらす負の影響についてはすでに1970年代の国際社会が認識し、これに対して対策を講じ始めたことはよく知られている。1976年には経済開発機構（OECD）が「多国籍企業ガイドライン」を採択し、1977年には国際労働機関（ILO）が「多国籍企業および社会政策に関する三者宣言」を採択したのはその典型であったし、また、国連が設置したでは多国籍企業委員会においては、1977年に多国籍企業のための行動規範を策定する作業が始まった。行動規範策定の努力は1990年まで続いたが、諸般の事情により1992年までには断念された。

ところが、1990年代半ばあたりから、再び、多国籍企業の行動に対する注目が集まった。児童労働やスウェットショップ、独裁政権下での合弁投資事業など人権侵害と見られるようなケースや環境破壊など、この時期にまで成長していた市民社会が提起したこともあって、これらの問題が注目されるようになった。その結果、1998年、国連では人権委員会の下に置かれた人権促進保護小委員会に作業部会が設置され、ここで再び行動規範のようなものを策定する努力が開始された。この努力の結果、2003年8月、同小委員会は「人権に関する多国籍企業およびその他の企業の責任規範」草案（以下、「責任規範」草案または「規範」草案）を全会一致で承認した<sup>4</sup>。おりしも、OECDでは、2000年6月、「多国籍企業ガイドライン」が改訂されたほか、同じ年の7月にはアナン事務総長のイニシアティブとして「グローバル・コンパクト」が正式に発足した。このことは、2000年ごろまでにグローバル社会には多国籍企業の行動に関する一定程度共通の認識ないし危機感が共有され始めていたということを示すものである。

その「責任規範」草案は小委員会の上位にある人権委員会に上程されてから、先進国の一部の政府および経済界が草案の内容に強い抵抗を示したことが明らかになった<sup>5</sup>。抵抗の

---

<sup>4</sup> 'Norms on the responsibilities of transnational corporations and other business enterprises with regard to human rights', adopted at the 22nd meeting, on 13 August 2003. UN Doc. E/CN.4/Sub.2/2003/12/Rev.2 (26 August 2003).

<sup>5</sup>

理由の一つは、草案の実施規定の中に、国連によるモニタリング制度の実施が含まれていたこと、違反した企業に対する制裁的要素が盛り込まれていたことなどであったと言われている<sup>6</sup>。この問題に関する膠着状態を打破するため、委員会は、人権高等弁務官事務所に解決策を諮問し、同事務所が勧告したのが、事務総長特別代表の任命であった。これをうけて、2005年7月、人権委員会は、国連事務総長に特別代表を指名するよう要請し、直ちに、事務総長はジョン・ラギーを人権・多国籍企業その他の企業活動に関する特別代表（SGSR）に任命し、7月28日、経済社会理事会決議で承認された<sup>7</sup>。

特別代表は、各方面との協議、意見交換、調査等を実施し、この問題に対する打開策を探っていった。2006年2月に中間報告書（E/CN.4/2006/97）を公表し<sup>8</sup>、2007年2月には報告書（A/HRC/4/35）のほか、人権影響評価についての関連報告書（A/HRC/4/74）を人権理事会（人権委員会は2006年3月より人権理事会に昇格）に提出した<sup>9</sup>。そして、2008年4月、報告書（A/HRC/8/5）において企業と人権のためのフレームワークとして「保護・尊重・救済」を提案し、人権理事会は全会一致でこの提案を歓迎した<sup>10</sup>。その後、2009年4月に、「フレームワークの運用に向けて」と題する報告書報（A/HRC/11/13）<sup>11</sup>を、そして、2010年4月には、「フレームワークの運用に向けた更なるステップ」と題する報告書（A/HRC/14/27）を提出した<sup>12</sup>。その後、特別代表の任期は、2011年6月まで3年間延長された<sup>13</sup>。

なお、2010年11月、事務総長特別代表は、29の項目からなるガイダンス原則の草案を公表し、2011年1月末を期限として、これに対するパブリック・コメントを募集した<sup>14</sup>。コメントを受けて「原則草案」に必要な手直し等を加え、2011年6月に最終的な原則を発表

---

6

<sup>7</sup> Interim report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises. UN Doc. E/CN.4/2006/97 (22 February 2006).

<sup>8</sup> ‘Business and human rights: mapping international standards of responsibility and accountability for corporate acts’, Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, John Ruggie. UN Doc. A/HRC/4/35 (19 February 2007).

<sup>9</sup> ‘Business and human rights: mapping international standards of responsibility and accountability for corporate acts’, UN Doc. A/HRC/4/35 (19 February 2007); 以下、本稿の注釈においては、この文書を「UN Doc. A/HRC/4/35」と表記する。

<sup>10</sup> A/HRC/8/5, *supra* note (1).

<sup>11</sup> ‘Business and human rights: Towards operationalizing the “protect, respect and remedy” framework’, Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises”. UN Doc. A/HRC/11/13 (22 April 2009).

以下、本稿の注釈においては、この文書を「SRSG 2009 Report」と表記する。

<sup>12</sup> ‘Business and Human Rights: Further steps toward the operationalization of the “protect, respect and remedy” framework’, Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, John Ruggie. UN Doc. A/HRC/14/27 (9 April 2010). 以下、本稿の注釈においては、この文書を「SRSG 2010 Report」と表記する。

<sup>13</sup> Human Rights Council Resolution A/HRC/RES/8/7 (18 June 2008).

<sup>14</sup> ‘Guiding Principles for the Implementation of the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework’.

することになっている。本稿の執筆の時点では、「原則草案」の内容を踏まえてはいるが、最終的にどのような形になるかはその時点ではわかりかねるため、基本的には2008年から2010年にかけて公表された報告書の中に示されたものを「フレームワーク」として捉えることにする。

## 2. 「保護・尊重・救済」フレームワークの概要

### (1) 問題認識：原因の所在

2008年の報告書の冒頭、特別代表は、先に述べたとおり、「ガバナンス・ギャップ」に言及した。それは、「多国籍企業など経済的なアクターがもたらす負の影響と、それを管理するグローバル社会の側の能力との間にある格差」であると説明されている<sup>15</sup>。そして、このギャップの存在こそが、企業の違法な行為を許容する環境を提供していると指摘する<sup>16</sup>。したがって、「人権との関わりにおいて、このギャップをいかに狭め、最終的には埋めるかが、われわれの基本的挑戦（課題）である」<sup>17</sup>とラギーは述べる。

もっとも、この課題に直面する「われわれ」がフレームワーク創出作業に関わるラギーチームのことを指すのか、あるいは、もっと一般的に全人類一般を指すのか、必ずしも明白ではないにしても、ラギーが奮闘しているフレームワーク創出および提案は、「人権との関わりにおいて、このギャップをいかに狭め、最終的には埋める」努力の部分構成するものと理解してよいであろう。ただし、その「部分」が全体の努力のうちどの程度の「部分」を占めるのか。そのあたりの認識は、ラギーの文章からは読み取れない。これは、一見、「どうでもよい」と思われるような議論に見えるかもしれない。しかし、そのギャップを埋めるために、提案されているそのフレームワークがどの程度の有効性、実効性を持ちうるかという議論と密接に関係する。この点は、本稿の結論部分において再び立ち戻って検討することにしよう。

### (2) 「人権に関する多国籍企業およびその他の企業の責任規範」草案の扱い

事務総長特別代表のマンデートの中には含まれていなかったものの、「人権に関する多国籍企業およびその他の企業の責任規範」をどう処理するかは、ラギーにとって悩ましい問題であったと思われる。なぜなら、「責任規範」草案についての審議が膠着した人権理事会に対して、ラギーは報告書を提出することになっており、その意味で同一のフォーラムを土俵としていた以上、ラギーにとっては、「草案」の正当性について一定の価値判断を下すことは避けて通れなかったからである。

2008年の報告書の中で、ラギーは、正面から「草案」の正当性を否定し、それに代わるものとしてフレームワークを提案した。「草案」にはいくつかの問題点があることは2008

15

16 「これらのガバナンス・ギャップはあらゆる種類の企業による、適切な制裁や賠償の行われぬ不法行為を許容する環境を提供している。」 SRSR 2008 Report, *supra* note (1), para.3.

17 *Ibid.*

年の報告書の端々で言及されている。しかし、彼自身が2006年の中間報告書の中で簡潔にまとめたところによると、事務総長特別代表の「マンドートの文脈において」特に問題があるのは次の二点であった<sup>18</sup>。一つは文書の権威に関する問題である。「草案」は、企業と人権に適用可能な国際法原則を「反映」reflectないし「リステイト」restateするだけであると説明されているにもかかわらず、一方では、非自発的な性質を有し、ある意味、企業を直接的に拘束する性質のものとして提示されている<sup>19</sup>。これは、現代の国際法が企業に対して（間接的な責任は負わせているとしても）直接的な責任は負わせていないということと矛盾する。いま一つは、責任の配分に関わる問題である。具体的には、「草案」が国家の責任と企業の責任を明確に区別していない点が問題である。企業を世界人権宣言の前文に言う「社会の機関」organs of societyと考えるのは有益ではあるかもしれないが、企業は特別な機能を果たす特殊な機関であって、性質上、国家が有するのと同じ一般的な役割を有してはいない（特殊な役割を有するにすぎない）。にもかかわらず、「草案」は、国家と企業が果たすそれぞれの社会的な役割に基づいて責任を区別する現実的な原則を表明していない<sup>20</sup>。そうした基礎がないところで、法的には何の根拠もない「影響力の範囲」という概念が導入されるため、たとえば、場合によっては（たとえば、国家が破綻した場合あるいは国家が責任を放棄したような場合）には、企業により大きな責任が覆いかぶさっている可能性がある<sup>21</sup>。ラギーは、人権理事会が述べているように「草案」が有益な要素を含んでいることは認める。しかし、一方で、「草案」は「自身の教義上の過剰に飲み込まれてしまっている」と批判する。また、「誇張された法的主張と概念上の曖昧さは、多くの本流国際法学者その他の公平な分析者らの間において混乱と疑念を生み出している」とも述べる<sup>22</sup>。

こうしたラギーの「草案」批判にもかかわらず、「草案」のアプローチを支持する意見もいくつか提起されている<sup>23</sup>。これはそのまま、ラギーの枠組みに対する批判をも構成してい

---

<sup>18</sup> 'Interim Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises'. UN Doc. E/CN.4/2006/97 (February 22, 2006), paras. 56-69. また、ラギーは、企業が尊重すべき権利のいかなる限定的な列挙も限定的でしかないという議論を持ち出し、企業行動が影響を与える権利を列挙する形を採用している「草案」を暗に批判している。UN Doc. A/HRC/8/5, *supra* note (1), paras. 51-55.

<sup>19</sup> UN Doc. E/CN.4/2006/97 (February 22, 2006), para. 60.

<sup>20</sup> このあたりの議論は、2008年の報告書において、ラギーが企業の責任は国家の責務とは独立して存在するという点を強調する部分と関係する。UN Doc. A/HRC/8/5, *supra* note (1), para. 55.

<sup>21</sup> ラギーは、別の論稿で次のように述べている。「企業に対して、それらが影響を与えるすべての権利に対比して国家と同様の範囲の責務を課すことは、二つの領域を混合させるものであり、規則策定作業そのものを高度に問題あるものにしてしまう。」AJIL, 827.

<sup>22</sup> UN Doc. E/CN.4/2006/97 (February 22, 2006), para. 59.

<sup>23</sup> たとえば、Nolan, J., 'With Power Comes Responsibility', Kinley, D. and R. Chambers, 'The UN Human Rights Norms for Corporations: The Private Implications of Public International Law', *Human Rights Law Review* 6(3), 447-497. なお、「責任規範」草案についての賛否両論については、国連人権高等弁務官事務所がまとめた次の文書が参考になる。'Report of the United Nations High Commissioner on Human Rights on the responsibilities of transnational corporations and related business enterprises with regard to human rights', Report of the Sub-Commission on the Promotion and Protection of the Human Rights. UN Doc. E/CN.4/2005/91 (15 February 2005). paras. 18-21.

る部分がある。これらの議論について本稿で詳細に分析する余裕はない。しかし、一つだけ指摘しておきたいのは、ラギー提案と「草案」では、それを採用するのは人権理事会という同一のフォーラムであり、その意味において、いずれか一つを選ぶことを迫る二者択一にならざるをえないということである。

### (3) 「保護・尊重・救済」フレームワークの骨子

では、次に、事務総長特別代表のラギーが提案した「保護・尊重・救済」フレームワークの概要を示しておきたい。

そのフレームワークは、次の三つの中核的な原則から構成されると説明されている。

- ① 企業を含む、第三者による人権侵害を起ささないようにする国家の責務
- ② 人権を尊重する企業の責任
- ③ (被害者の) 救済へのアクセス

ラギーによれば、この三つの原則は、「互いに補完しあって一つの全体を形成する」<sup>24</sup>。また、この三種類の責任は「差異あるが、補完的な責任」differentiated but complementary responsibilities<sup>25</sup>であるとも説明されている。それぞれが別々の原則として理解、把握されるものであるにもかかわらず、一つだけ取り出しても意味がなく、相互に補完する関係にあるものとして一体的に捉えられるべきものである。

三つの原則についてラギーは報告書の中で縷々説明を加えた後で次のように述べる。すなわち、国家、企業、救済へのアクセスのそれぞれについて、いくつかの試みが進んでいるにもかかわらず、それらの進展は問題の解決に見合う規模にまで十分発展していない。さらには、これまでは互いの領域を越えるクロスラーニングもなかった。累積的効果を有する体系的な対応部分として整合性を欠いていた。そして、この部分こそ、修正が必要だということである。「保護・尊重・救済フレームワークが支援しようとしているのは、まさにこの点である」と<sup>26</sup>。

以下においては、その「保護・尊重・救済」フレームワークを構成する要素を紹介しながら、その特徴等をまとめておきたい。基本的には、第三者として中立的に概述することを心がけるが、一部、必要に応じて筆者がコメントを付けてあることに注意されたい。

## 3. 「保護・尊重・救済」フレームワークを構成する要素

### (1) 国家の保護すべき責務 (State duty to protect)

国家の保護すべき責務は、一般的に国際法の下で国家が負っている人権保護義務を指す。内容的には、国家自らが人権を侵害しない責務、および、領域内の第三者（企業を含む）が人権侵害を犯さないようにする責務から構成される<sup>27</sup>。

<sup>24</sup> SRSR 2008 Report, *supra* note (1), para. 9.

<sup>25</sup> *Ibid.*

<sup>26</sup> SRSR 2008 Report, *supra* note (1), para. 105.

<sup>27</sup> SRSR 2009 Report, para. 13. 2008 Report では、第三者による人権侵害から保護する責務に焦点が当

国家は国際法上そのような人権保護義務を負っているとしても、その保護義務はその領域を越えたところにまで及ぶかどうか。具体的には、国家は、自国企業の海外における人権侵害を防止する国際法上の義務を負っているかどうか、あるいは、国家は海外で人権侵害に関わった自国企業を本国の法律で処罰する国際法上の義務を負っているかどうかという問題である。ラギーは、これについては一般に国際法学者は一致していないと結論付ける<sup>28</sup>。もっとも、前者の論点は、国家は立法政策等を通じて、海外にまで効果を持つような国内的な対策を企業に採用させることができるかどうかという、いわゆる「対外的な効果を持つ国内的な措置」に関する議論に関係する一方、後者の論点は国内法の域外適用（または域外管轄権の問題）に関わる。それぞれの論点は、本稿においてこの先で扱うとして、少なくともここでは、ラギーが、国家は国際法上（条約上も慣習法上も）域外管轄権を行使することを禁じられていない点を繰り返し確認していることを指摘しておきたい。

以上は、国家が国際法の下で負っている（あるいは負っていない）人権に関する義務として一般的に理解される内容である。しかし、ラギーのフレームワークにおいては、「企業と人権」business and human rights という具体的なコンテキストに適用するために、内容的に明確化された部分がある<sup>29</sup>。たとえば、ラギーは、（従業員等の）権利を尊重する企業文化を育成するような状況を国家としても作り出すか、あるいは少なくともそれを支援する必要があることを強調する<sup>30</sup>。具体的には、二つのアプローチが考えられている<sup>31</sup>。一つは、政府が、企業が権利を尊重するように市場圧力を強めること、あるいは支援することである。英国の会社法に示されるように、企業に対して CSR 報告書の開示を義務付けるような立法化を行うことはその典型である。もう一つは、企業の刑事責任を追及する際に「企業文化」を利用することであり、その典型は米国の連邦刑事量刑ガイドラインである<sup>32</sup>。いずれも、国家が国際法上負っている人権保護義務を越える内容のものであり、その実施は各国の裁量に任されることに留意すべきである。もっとも、こうした内容が現段階で

---

てられて説明されている（paras. 18-22）が、2009 Report において説明される通り、人権諸条約が規定するように、確かに、国家は領域内に住む人の人権を侵害することを回避する責務を負っている。また、ラギーは、別の論稿で、人権責任規範草案が「第三者による侵害を防止する義務にほとんど注意を払っていない」点を挙げ、各種の人権条約もこれを確認しており、また慣習法でも確立しているとみなされていることを考えれば、驚くべき欠落だと指摘している。ASIL, p. 828.

<sup>28</sup> SRSR 2008 Report, para. 19. 引用者は個人的には、国家は海外で人権侵害に関わった自国企業を本国の法律で処罰する国際法上の義務を負っているかどうかについてはこれを否定的に判断するが、ラギーは、専門家との間の緻密な協議を行った上でこうした結論に辿り着いていることを指摘しておかなければならない。A/HRC/4/35Add.1 (13 February 2007). もっとも、2009 年報告書では、「国際的な人権実施機関からの現行のガイダンスが示すところでは、国家は管轄県内で設立された企業の管轄権外での活動を規制するよう義務付けられはしない」となっている。209 Report, para. 15.

<sup>29</sup> ラギーは、「ほとんどの政府は『企業と人権』アジェンダを処理するために相対的に狭い見方を採用している」、また、「人権関心は企業の実践を直接形成するその他の政策領域にうまく統合されていない」と観察した上で、現在の狭い範囲を越えて「企業と人権」アジェンダを進展させることにおいて政府を支援することが特別代表の任務の一つだと述べている。SRSR 2009 Report, para. 44.

<sup>30</sup> SRSR 2008 Report, paras. 29-32; SRSR 2010 Report, paras. 33-43.

<sup>31</sup> SRSR 2008 Report, para. 30.

<sup>32</sup> SRSR 2008 Report, footnote 28, page 11; SRSR 2010 Report, para. 42. そのほか、イタリアとオーストラリアの立法の例が挙げられている。

の程度、保護義務の内容として理解されているかは必ずしも自明ではないが、「補完的な」責任を強調するラギーによれば、「フレームワーク」を構成する必要不可欠な要素であるように思われる<sup>33</sup>。

2008年報告書においては、国家の保護義務との関連において深刻な考慮に値する「重要な問題と革新的なアプローチ」を例示する関心事項が挙げられている<sup>34</sup>。すでに概述した企業文化の問題はそのうちの一つである。ほかには、(a)「政策調整」、(b)国際レベルでの効果的なガイダンス・支援、(c)紛争地帯における保護に関わる問題がそれぞれ議論されている<sup>35</sup>。

各種のステークホルダーとの協議プロセスの過程で国内政策の不一致 (domestic policy incoherence) がもたらす負の影響が問題提起された。政策不一致は、垂直的なものと水平的なものがある<sup>36</sup>が、とりわけ、水平的な政策不一致は潜在的な困難を作り出す。具体的には、二国間の投資保護協定の問題点が焦点になる。投資保護協定の下で、投資を受け入れるためにホスト国が数十年間、投資に影響するような社会政策の変更を凍結されている<sup>37</sup>。そのため、人権保護政策を採ろうとすると投資家から紛争解決手段に訴えられる虞があることもあって、ホスト国政府が公益的考慮を働かせることができない状況がある。このように投資家保護が不均衡に拡大している状況は、規制強化が必要とされている途上国で著しい<sup>38</sup>。結論的には、「投資家保護と、人権保護を履行するホスト国のニーズとの間でバランスをとるためのより良い手段を開発するために」国家、企業、国際機関は協働すべきであると主張する<sup>39</sup>。

国際レベルでは、効果的なガイダンスやサポートが提供される必要があることが指摘されている。たとえば、人権条約機関が企業活動との関係で人権を保護する義務を実施するうえで国家に勧告を出す際に重要な役割を果たしうる<sup>40</sup>ほか、直面する課題やベストプラクティス等に関して国家間で情報の共有 (peer learning) することが奨励される<sup>41</sup>。また、OECD 多国籍企業ガイドラインは「企業と人権」に関連する政府が承認した最も広く適用可能な基準であるが、現在の人権関連規定は具体性を欠く。そのため、改訂が求められる<sup>42</sup>。

紛争地帯においては最も深刻な人権侵害のうちのいくつかが発生しており、人権レジ-

---

<sup>33</sup> 企業文化に関する言及は、2010年の報告書においても見られるが、提示された「ガイダンス原則(案)」においては、具体的に「文化」に言及した部分はない。‘Guiding Principles’, *supra* note (15).

<sup>34</sup> SRS 2008 Report, para. 28.

<sup>35</sup> SRS 2008 Report, paras. 33-49.

<sup>36</sup> SRS 2008 Report, para. 33.

<sup>37</sup> *Ibid.*, para. 35.

<sup>38</sup> *Ibid.*, para. 36.

<sup>39</sup> *Ibid.*, para. 38.

<sup>40</sup> *Ibid.*, para. 44.

<sup>41</sup> *Ibid.*, para. 45.

<sup>42</sup> *Ibid.*, para. 46. OECD 多国籍企業ガイドラインの改訂については、NCPのコンテキストにおいても必要性が言及されている。SRS 2010 Report, para. 98.

ムが紛争地帯では機能しない<sup>43</sup>。紛争地帯における企業の人権侵害を防ぐためには「具体的な政策イノベーションが求められる」が、多くの諸国の取り組みは国際機関や企業に遅れをとっている<sup>44</sup>。企業をターゲットにして安全保障理事会による制裁も一定の効果があり、事務総長がその継続を勧告しているが、投資本国は、紛争地帯で操業する（自国資本の）企業が有害な関与をしないようにプロアクティブな政策を採る必要がある<sup>45</sup>。たとえば、紛争地帯における企業に関連して警告するための指標を特定し、あるいは、情報へのアクセスや助言を提供し、必要によっては支援を撤回するというような手段も考えられる<sup>46</sup>。

以上のように、ラギーは国家の保護義務に関して解説を加え、あるいは指摘を付加しているのであるが、われわれ分析者にとっては、内容的に見てどの部分（要素）が真に国家の保護義務を構成する部分であり、どの部分がそうでないのかは必ずしも明白に把握できるわけではない。推奨的なステートメントもあれば、単に必要性を指摘しただけと受け止められる箇所もあるように思われるからである。

## (2) 人権を尊重する企業の責任 (corporate responsibility to respect)

ラギーは、「企業の人権尊重責任は他者の人権の侵害を回避し、また、生じうる否定的なインパクトを解消するために取り組むことを意味する」と説明している<sup>47</sup>。「国家法を遵守することに加えて、企業の基本的責任 (baseline responsibility) は人権を尊重することである」<sup>48</sup>。この責任を果たさない場合には、企業は「世論の裁判所」 courts of public opinion—従業員、地域社会、消費者、市民社会、投資家などから構成される—に服する可能性がある（もちろん、時として現実の裁判所で責任を追及されることもありうる）<sup>49</sup>。「人権尊重責任のより広範な範囲は社会的な期待によって規定される」<sup>50</sup>と述べているように、ラギーは、企業の人権尊重責任は社会的規範に規定されていると考えている<sup>51</sup>。しかも、「ほぼ普遍的に」承認された社会規範であるという<sup>52</sup>。その意味は、一つには、企業の尊重責任は、「事実上あらゆる企業および産業の CSR イニシアティブによって承認され」、また、「ILO 三者間宣言や OECD ガイドラインのようなソフト・ロー文書の中で承認されている」からであり、もう一つには、その違反があれば、市民社会やメディア等の力によって日常的に公共的注目にさらされる<sup>53</sup>からである。それゆえ、ラギーは、「十分に確立され、制度化された社会的規範として」企業の尊重責任は、国家の人権保護義務とは独立に存在するもの

<sup>43</sup> *Ibid*, para. 47.

<sup>44</sup> *Ibid*.

<sup>45</sup> *Ibid*, para. 48.

<sup>46</sup> *Ibid*, para. 49.

<sup>47</sup> SRSR 2010 Report, para. 57.

<sup>48</sup> *Ibid*, para. 54. 「(企業の) 尊重責任は、すべての企業にとって、すべての状況において、ベースライン期待である」。 *Ibid*, para. 24.

<sup>49</sup> SRSR 2008 Report, para. 54 ; 'the court of public opinion', *AJIL*, p. 833.

<sup>50</sup> SRSR 2008 Report, para. 54

<sup>51</sup> SRSR 2009 Report, para. 46.

<sup>52</sup> *Ibid* ; SRSR 2010 Report, para. 57.

<sup>53</sup> *Ibid*, para. 47.

である<sup>54</sup>と述べる。国際法的な義務を負っている国家については国家の保護「責務」という表現を用いるのに対して、企業については社会規範との関係において人権尊重「責任」という表現を用いるのは、こうした質的な違いがあることに関係する。企業の人権尊重責任は、国家の人権保護責務とは「独立して」存在するものである以上、「規範」に盛り込まれているような「第一次的」な国家の義務、「第二次的」な企業の義務といった「つかみどころのない」区別は必要ないと主張する<sup>55</sup>。ちなみに、社会的な期待に反した場合に「世論の裁判所」に訴えられるというモチーフは、ラギーのフレームワークを特徴付ける要素の一つであるがこの点については後に触れる。

以上のような説明に加えて、2008年報告書では、三つの概念が追加的に説明または検討されている<sup>56</sup>。「人権デュー・ディリジェンス」(human rights due diligence)、「影響力の範囲」sphere of influence と「共謀」complicity の三つである。以下において、それぞれの概念の有用性等についてまとめておく。

### 人権デュー・ディリジェンス

「人権デュー・ディリジェンス」については、企業の人権尊重責任の中核的部分をなすものとして捉えられている。ラギーは、2008年の報告書においても、2009年の報告書においても、「人権尊重責任を果たすためにはデュー・ディリジェンスが要求される」と述べている<sup>57</sup>。もっとも、「人権デュー・ディリジェンス」については、若干の注意が必要である。一般に法学者は「due diligence」を「相当な注意(義務)」と訳し、また、そのようなものとして理解している<sup>58</sup>。これに対して、経営・会計の分野では、「due diligence」は、たとえば、M&Aの対象先企業に対する資産評価のような手続きを指す<sup>59</sup>。この解釈の違いは、現実にも一つの違いを生み出すことになる。実際、サプライヤーをはじめとする取引先企業が人権に関して明確な方針を策定し、それを的確に運用しているかどうかを判断するプロセスを「人権デュー・ディリジェンス」と呼ぶ傾向がある<sup>60</sup>。しかし、ラギーが想定してい

<sup>54</sup> *Ibid.*, para. 57 and 65.

<sup>55</sup> SRSR 2008 Report, para. 55.

<sup>56</sup> 本稿の本文中における説明部分の多くは、2008年報告書においては「権利の尊重」というサブタイトルの下で記述された内容を盛り込みながら、同報告書のほかの箇所、および2009年報告書、2010年報告書における記述内容を適宜、盛り込みながらまとめたものであって、「権利の尊重」部分を要約したのではない。

<sup>57</sup> *Ibid.*, para. 56 ; SRSR 2009 Report, *supra* note (12), para. 85.

<sup>58</sup> 実際、領域内で自国の企業による行為によって他国に損害が及んだような場合、当該国家に国際法責任が帰されることがある。その理由づけとして援用されるのが「相当の注意」義務違反である。必要な措置をとらなかったことが「相当の注意」義務違反にあたると判断される。

<sup>59</sup> 「投資家やバイヤーが資産や事業を査定する際に要求されるものと捉える狭いアプローチがある」が、ラギーはこれを広い意味で用いると述べている。SRSR 2009 Report, para. 71

<sup>60</sup> 経済同友会が実施した2010年CSR調査においては、質問事項の中に「【デューディリジェンス・共謀】ビジネスに進出した国(特に開発途上国)において、デューディリジェンスを行使し、人権侵害の危険性を回避しなければ、進出した企業は人権侵害に「共謀」したとみなされる場合があることをご存知ですか」という質問が設定されており、その結果をまとめた報告書では「人権侵害への共謀を防ぐデューディリジェンスの行使は、27%の企業が徹底」として総括されている。「デューディリジェンス」とは何か詳しく説明されていないため、回答した企業がそれをどのように把握していたかは不明である。ラギー報告にあるように、取引先やサプライヤーを含む「外向きの」実践活動だけでなく、自社の行動をチェックする「内

るのは、取引先企業の人権実践だけではない。「人権デュー・ディリジェンス」は、①政策、②インパクト評価、③組織構造への統合、④レビューの四つの要素から構成される<sup>61</sup>。別の箇所では、「人権デュー・ディリジェンス」とは、「一つのプロジェクトまたは企業活動のライフサイクル全体にわたって行われる、現実的または潜在的な人権リスクを検知しようとする包括的な、先を見越した（proactive）試みで、その目的は人権リスクを回避し、緩和することにある」と定義されている<sup>62</sup>。このように、ラギーにおいては、「人権デュー・ディリジェンス」は、自身の活動全般に対しても向けられるものであり、単に取引先企業に対してその企業が人権侵害をしていないかどうかだけをチェックするプロセスではない。自社の人権状況をレビューし、評価するプロセスであり、むしろ、その意味においては、日本語的には「人権リスクマネジメント」と呼ぶのが最も内容的に近いものを指すのではないかと思われる。

企業が知っておくべき「人権デュー・ディリジェンス」の実態的な内容は何かということについて、ラギーは、その答えは「すべての国際的の承認された人権」であると述べている<sup>63</sup>。企業は少なくとも国際的人権章典およびILOの中核条約に目を向けるべきであるほか<sup>64</sup>、状況に応じて、追加的な基準をも考慮する必要がある。ある企業が「人権デュー・ディリジェンス」プロセスの適正な範囲は何かを考えるとときに考慮すべき要因として、一つには当該国と現地のコンテキスト、二つ目にはそのコンテキストの中で自身の活動がもたらすインパクト、三つ目にはその活動と結びつく関係性を通じて自身が侵害に寄与していないかどうか、という三つのポイントが挙げられている<sup>65</sup>。また、2010年報告書によれば、「人権デュー・ディリジェンス」は、企業にとっては、「名指しで非難して恥じさせること」から「示すことにより知らしめること」へとゲームを変化させるものになりうる<sup>66</sup>。名指しの非難は企業が人権尊重責任を果たさない場合に外部ステークホルダーからの反応である。知らしめることは、企業が自ら「人権デュー・ディリジェンス」を行使することによってその尊重を内部化させることを意味する<sup>67</sup>。

#### 影響力の範囲

2008年の報告書の中では、「影響力の範囲」概念に言及するなかで、企業の尊重責任の範囲を定義するためには「より厳格なアプローチが要求される」と述べられている。それが

---

向きの」活動を指すものとして理解されていたかどうか疑わしい。経営分野における「デュー・ディリジェンス」（いわゆる、「デュー・デリ」）の考え方を引きずり、取引先に対してのみ、それを求めれば足りる（自社に対する検討評価は無関係である）とする解釈が採用されている可能性がある。経済同友会『日本企業のCSR—進化の軌跡（自己評価レポート2010）』2010年4月、22ページ。

<sup>61</sup> SRS 2008 Report, *supra* note (1), paras. 56-64 ; SRS 2009 Report, *supra* note (12), para. 49.

<sup>62</sup> SRS 2009 Report, para. 71.

<sup>63</sup> SRS 2009 Report, para. 52.

<sup>64</sup> *Ibid.*; SRS 2008, para. 58.

<sup>65</sup> ‘Clarifying the Concept of “Sphere of Influence” and “Complicity”’. UN Doc. A/HRC/8/16 (15 May 2008), paras. 19-22 ; SRS 2008 Report, para. 25 ; UN Doc. A/HRC/8/16, *supra* note (56), para. 19.

<sup>66</sup> SRS 2010 Report, para. 80.

<sup>67</sup> SRS 2010 Report, para. 80.

何を意味するのか。同報告書の追加文書を適宜、参照しながらその回答を探ることとする<sup>68</sup>。

「影響力の範囲」という概念は、国連グローバル・コンパクトが企業の社会的責任（CSR）議論の中で初めて用いた概念であり、企業が、国際的に宣言された人権の保護を職場内やそれを越えたところで支援し尊重することに役立たせるための概念である<sup>69</sup>。それは、空間をイメージするメタファーとして用いられることが意図されていた。具体的には、企業のバリュー・チェーンにおけるステークホルダーの種類を同心円的にイメージしたもので、一番内側の中心円に従業員を、そのすぐ外側にサプライチェーンを、その外に市場を、その次に地域社会、そして一番外側の円に政府を位置づけている<sup>70</sup>。その同心円モデルは、企業の責任が中心から外側に向かうほど減少することを想定したものであった。

同心円モデルの問題は、「企業の実践によって自身の権利がマイナスの影響をうける権利の保有主体であるステークホルダーを区別していない」点にある<sup>71</sup>。また、同心円モデルは、「影響」influenceに含まれる二つの意味一すなわち、企業の活動または関係性が人権侵害を引き起こすインパクト、ある企業が侵害を引き起こし、あるいは侵害を防止することができるアクターに対して「レバレッジ（てこの作用）」leverageを持ちうるかどうかを混同している<sup>72</sup>。前者は、企業責任概念の中に的確に収まるが、後者は特定の状況においてそうなるに過ぎない。それゆえ、企業責任を leverage として規定された「影響」につながることは問題である<sup>73</sup>。ラギーは、近接性についても検討を加えた結果、「人権インパクトが企業の尊重責任の中に収まるかどうかを決定するのは近接性ではなくて、むしろ、企業の網の目のような活動と関係性なのである」と結論づける<sup>74</sup>。

このように検討を加えた結果ラギーが出した結論は次のようなものであった。「影響力の範囲」概念は、「人権デュー・ディリジェンス」の範囲にとっては「潜在的なインプリケーションを有する」ことを認めながらも<sup>75</sup>、慎重な検討を重ねた結果、「厳密性を求められる概念としては広すぎるか、曖昧すぎる」ために、企業の人権尊重責任の具体的な範囲を明確化することについては限られた有用性しか持たない」と結論づけた<sup>76</sup>。

---

<sup>68</sup> UN Doc. A/HRC/8/16, *supra* note (56).

<sup>69</sup> *Ibid.*, para. 7.

<sup>70</sup> *Ibid.*, para. 8.

<sup>71</sup> *Ibid.*, para. 11.

<sup>72</sup> *Ibid.*, para. 12.

<sup>73</sup> *Ibid.*, para. 13.

<sup>74</sup> *Ibid.*, para. 15.

<sup>75</sup> *Ibid.*, para. 4.

<sup>76</sup> *Ibid.* ラギーが正当性を否定した「企業人権責任規範」草案においては「一般的な義務」と題された冒頭のセクションで、多国籍企業その他の企業体は「活動と影響力のそれぞれの範囲内において」、国際法および国内法の下で承認された人権の尊重を促進し保護する義務を負うと規定している。ラギーが「影響力の範囲」を斥けたことは、「規範」草案に対抗する意味を有するものと見ることができる。‘Norms on the responsibilities of transnational corporations and other business enterprises with regard to human rights’, UN Doc. E/CN.4/Sub.2/2003/12/Rev.2, *supra* note (5); UN Doc. A/HRC/4/35, para. 35. また、別の文書では、ラギーは、国家と企業の責務/責任を区別しないまま、法的な裏づけのない「影響力の範囲」概念を持ち込んでいるため、企業がその負担を背負い込むことになるとして「規範」草案を批判している。E/CN.4/2006/97, *supra* note ( ), para. 67.

このことからわれわれは、企業の人権尊重責任の中核的部分を占める「人権デュー・ディリジェンス」の範囲を確定する上においては「影響力の範囲」概念は役に立たないと判断したことを確認することができる。もっとも、それはそのかぎりにおいての有用性が否認されたのであって、企業行動や経営判断に影響を及ぼしうるメタファーとしての価値は否定されるものではない。

#### 共謀

企業自身が直接的に人権侵害を実行していなくとも、間接的に人権侵害に加担するような場合にも、「共謀」概念を通じて責任を追及されることがあるという意味において、「企業の尊重責任」は共謀の回避を内包している。企業は、人権侵害に加担するような事態を回避し、あるいは防止するために「人権デュー・ディリジェンス」を行使しなければならないのは、そのためでもある<sup>77</sup>。したがって、「共謀」と「人権デュー・ディリジェンス」の関係は明白であり、「共謀を回避することはデュー・ディリジェンスの重要な部分である」と述べられる<sup>78</sup>。

もっとも、企業に関わる判例等が限られていることもあり、ある特定のコンテキストにおいて何が共謀を構成するのかを決定する基準や指標を特定することはできない<sup>79</sup>。にもかかわらず、「共謀」概念は法律的な意味ばかりでなく、非法律的な意味をも有する<sup>80</sup>。したがって、「この両方のインプリケーションは企業にとって重要である」。法律的には、国際法は国際犯罪を幫助することを禁止している。幫助には二つの要件がある<sup>81</sup>。一つは、ある作為または不作為が国際犯罪の実行に実質的な効果を持つこと (aiding and abetting)、もう一つは、その犯罪に貢献していることを知っていること (having knowledge) である。having knowledge の法律的解釈には幅がある<sup>82</sup>。企業に適用される場合には、現実に「知っている」ことあるいは、「知っているべきであった」should have known ことが要求されるであろう。その「知識」knowledge は直接的な事実からだけでなく、状況的な事実からも類推される可能性がある。ラギーは、このあたりのことについて 2008 年の付属報告書の中でかなり掘り下げた吟味・検討を行っている<sup>83</sup>が、ここでは立ち入らない。むしろ、われわれは、ラギーが非法律的な意味を有すると述べるその趣旨を理解する必要がある。

ラギーは「共謀」概念が非法律的な意味を持つことを強調する。それは「非法律的なコンテキストにおいては、企業の共謀は、他の社会的アクターが企業を判断するときの重要な基準（指標）になっている」<sup>84</sup>ことと関係する。実体的な基準は確定できないものの、共謀の申立ては、政治的、市民的、経済的、刑事的、文化的な人権という幅広い人権概念の

<sup>77</sup> 「デュー・ディリジェンスは企業が共謀を回避するのに役立つ」。SRS 2008 Report, para. 75.

<sup>78</sup> UN Doc. A/HRV/8/16, para. 71.

<sup>79</sup> SRS 2008 Report, para. 76.

<sup>80</sup> *Ibid.*, para. 73.

<sup>81</sup> UN Doc. A/HRV/8/16, para. 35.

<sup>82</sup> SRS 2008 Report, para. 79.

<sup>83</sup> UN Doc. A/HRV/8/16, paras. 26-72.

<sup>84</sup> SRS 2008 Report, para. 75 : UN Doc. A/HRV/8/16, para. 54.

間接的な違反までも含む<sup>85</sup>。ある企業が人権侵害に加担するような状況がある場合には、その企業は社会的に非難され、場合によっては投資を引き上げられたりする。言い換えれば、企業のレピュテーションに影響するのである。したがって、社会的な制裁を回避するためにも「人権デュー・ディリジェンス」を行使しなければならない。このように、「共謀」と「人権デュー・ディリジェンス」との関係は明白であり、反論する余地はない<sup>86</sup>、とラギーは述べる。

### (3) 救済へのアクセス (access to remedy)

救済へのアクセスについては、2008年、2009年、2010年の各報告書が触れているが、それぞれ若干、整理の仕方に違いがある<sup>87</sup>。ここでは、最も簡潔に整理されていると思われる2010年の報告書に依拠して「アクセス」の中身をまとめておきたい。

まず、実効的な救済へのアクセスは国家の保護義務の部分構成するとともに、企業の人権尊重責任の重要な部分をも構成する<sup>88</sup>。具体的には、次の三つのメカニズムを含む<sup>89</sup>。第一は、企業内レベルの苦情処理メカニズムである。たとえば、企業が組織内で樹立し運用する内部告発窓口のようなものがこれにあたる。これは企業の人権尊重責任との関係では二つの機能を果たす。一つは早期警報システムとしての役割であり、もう一つは苦情が処理され、直に是正が行われることを可能にする役割である<sup>90</sup>。それによって被害が複雑化し苦情がエスカレートすることを防止できる。組織の中で、人権侵害に相当する事実が発生しているとするれば、これを初期の段階において察知し、早期の段階で対処すれば、被害者が受ける被害の程度、あるいは被害の範囲も押さえることができる。企業不正を防止する対策として言及される内部通報窓口はいまや主要な企業には設置されているが、これが人権被害者のアクセスを供給する可能性があるというわけである。

企業内の苦情処理メカニズムは非司法的なメカニズムとして認識されている。2008年の報告書において、事務総長特別代表は、非司法的なメカニズムが信頼するに足り、また効果的であるための六つの必要条件を特定したが、その六要件がそのまま企業内の苦情処理

---

<sup>85</sup> SRSG 2008 Report, para. 75.

<sup>86</sup> SRSG 2008 Report, para. 81.

<sup>87</sup> 2008年報告書では、A. Judicial mechanism; B. Non-judicial grievance mechanisms; C. Company-level grievance mechanism; D. State-based non-judicial mechanism; E. Multi-stakeholder or industry initiatives and financiers; E. Gaps in access という事項が扱われているのに対して、2009年報告書では、A. State obligation judicial mechanism; B. Interplay between judicial and non-judicial mechanisms; C. Judicial mechanism; D. Non-judicial mechanisms; E. Summing up という構成になっており、D. Non-judicial mechanisms の中で、Company level, National Level, International level が区分されている。SRSG 2008 Report, *supra* note (1), paras. 82-103 ; SRSG 2009 Report, *supra* note (12), paras. 86-115.

<sup>88</sup> SRSG 2009 Report, paras. 86 and 115.

<sup>89</sup> SRSG 2010 Report, para. 89.

<sup>90</sup> *Ibid.*, para. 92.

メカニズムに当てはまる<sup>91</sup>。具体的には、①正当性、②アクセス可能性、③予見可能性、④  
衡平性、⑤権利との両立可能性、⑥透明性の、六つである。ただし、企業内の苦情処理メ  
カニズムには、七つ目の条件として、「対話と調停によって運用されるべきである」が追加  
される<sup>92</sup>。また、企業内の苦情処理メカニズムはそれだけで完結するのではなく、国家的司  
法メカニズムなど外部のシステムにつながっていることが望ましい。そうした意味も含め  
て、国家ベースのメカニズムと企業内のメカニズムは相互に補完しあうものとして設計さ  
れるべきである<sup>93</sup>。

第二は、国家ベースの非司法的メカニズムで、国内の人権救済機関や OECD ガイドライン  
における「ナショナル・コンタクト・ポイント」(NCP)などがこれにあたる<sup>94</sup>。2008 年報告  
書は、全世界の 85 の国内的な人権救済機関 (NHRI) のうち少なくとも 40 は、企業の実践  
に関連する苦情や不満を処理しているデータを示しながら、NHRI は「企業の責任を迫及す  
る一つの手段を提供することができる」と述べる<sup>95</sup>。もっとも、一部の NHRI については、  
企業に関わる苦情処理を扱うことを義務化されておらず、政府は再考すべきだと指摘して  
いる<sup>96</sup>。NCP についても、「投資の結びつき」investment nexus がないという理由により申  
し立てられた苦情のうち 4 割ほどは実体的判断が下されないなど、苦情処理メカニズムと  
しての有用性が制限されているほか、NCP のための最低限の行動基準のようなものがないた  
め、国によってばらつきがあるといった問題はあるものの、事務総長特別代表は、NCP は「潜  
在的に救済を提供する重要な手段になりうる」と評価している<sup>97</sup>。非司法的な国家ベースの  
メカニズムについても、先に示した六要件が適用される<sup>98</sup>。

第三は、国家ベースの司法的なメカニズムである。通常、国家が実施する刑事的な訴追、  
民事的な訴訟手続きがこれに該当する。司法的なメカニズムについては、次のように述べ  
る。すなわち、「国家は、人権保護責務の一部として (被害者に) 救済を提供することを要  
求されている。この手段がなければ、その保護責務は弱められるか、無意味になりかねない」<sup>99</sup>。  
しかしながら、実効的な救済を得るにはあまりにも多くの障害が横たわっている。  
訴訟費用、当事者資格、時候の壁、「フォーラム・ノン・コンビニエンス」の壁などがある  
ために、人権被害者が救済を受けられないことが多い<sup>100</sup>。一部の国では、この問題に対処す

---

<sup>91</sup> SRSG 2008 Report, para. 92.

<sup>92</sup> SRSG 2009 Report, para. 99 ; SRSG 2010 Report, para. 94.

<sup>93</sup> SRSG 2010 Report, paras. 114-115.

<sup>94</sup> SRSG 2010 Report, paras. 97-98. ちなみに日本では NCP として外務省経済協力開発機構室、  
厚生労働省大臣官房国際課、経済産業省貿易経済協力局貿易振興課が指定されている。

<sup>95</sup> SRSG 2008 Report, para. 96.

<sup>96</sup> SRSG 2010 Report, para. 97.

<sup>97</sup> SRSG 2008 Report, para. 98. もっとも、ラグーによれば、実際には、その潜在力を発揮しているもの  
はあまりにも少ない。多くの NCP は 6 要件を満たしていない」と観察している。 *Ibid.*

<sup>98</sup> SRSG 2009 Report, para. 99.

<sup>99</sup> SRSG 2009 Report, para. 87.

<sup>100</sup> SRSG 2009 Report, para. 89.

るための法発展は遅いが、前進している<sup>101</sup>。英国では、子会社が実行した侵害事件で親会社の責任を追及することが認められており、米国では「不法行為損害請求法」(Alien Tort Claims Act: ATCA)の下で、外国の原告が海外で被った損害について非米系企業を訴える例がある<sup>102</sup>。しかし、全般的に、企業による人権侵害の犠牲者にとって効果的な救済手段は十分整っていない。それゆえ、ラギーは、国家は司法的能力を強化すべきであり、とりわけ、外国人が原告になる場合を含め、司法へのアクセスの障害を取り除くべきであると勧告する<sup>103</sup>。

さらに、この三つのメカニズムを補完する役割を果たすものとして2008年の報告書では、「マルチステークホルダー/業界イニシアティブ」が位置づけられる<sup>104</sup>。「治安と人権に関する自発的原則」、「赤道原則」などがその例である<sup>105</sup>。2007年の報告書では、紛争地から産出されるブラッド・ダイヤモンドを排除する「キンバリー・プロセス」、化石燃料等採掘産業における腐敗を減らすための「採掘産業透明性イニシアティブ」(EITI)といった国際的な枠組みが典型的な事例であるとして紹介されている<sup>106</sup>。これらの取り組みには、国家のほかに、業界企業、市民社会団体などが参加するマルチステークホルダーであるところに特徴がある。国家間の法的拘束力ある条約とも異なるが、実際には、キンバリー・プロセスに見られるように、紛争地ダイヤモンドの流通量が激減するなど目に見える効果を上げているところが評価されている<sup>107</sup>。2007年の報告書および別の論稿の中では、ソフト・ローとハード・ローが混在するメカニズムであるという意味で、ラギーはそれらのイニシアティブを「ソフト・ロー・ハイブリッド」と呼んでいる<sup>108</sup>。

いずれにしても、すべてのタイプの救済メカニズムが十分に発展しておらず、包括的なインクルーシブなシステムになっていない<sup>109</sup>。ラギーによれば、人権被害者の救済にとって最大の問題は、被害者にとってアクセスが制限されていることである<sup>110</sup>。その原因としては、

---

<sup>101</sup> SRSO 2008 Report, para. 90.

<sup>102</sup> *Ibid.*

<sup>103</sup> SRSO 2008 Report, para. 91.

<sup>104</sup> SRSO 2010 Report, para. 89. 2010年報告書では、企業レベルのメカニズムと国家ベースの非司法的、司法的メカニズムが「産業団体、マルチステークホルダー団体、国際機関、地域的システムによって実施されているイニシアティブによっていかに補完されるかについて特別代表は検討してきた」旨の記述はあるだけで、具体的な説明や解説は含まれていない。本稿で言及する部分は、主として、2008年報告書に依拠している。「マルチステークホルダー/業界イニシアティブ」という表現が登場するのも2008年報告書だけで、2009年報告書にも登場しない。SRSO 2008 Report, paras. 110-111. しかしながら、ガイダンス原則案にはこの要素は盛り込まれていることから、「マルチステークホルダー/業界イニシアティブ」と称される実体が依然としてフレームワークの部分を構成していると考えられていることは間違いのない。なお、2007年の報告書では、「ソフト・ロー・メカニズム」の一部として複数のページにわたって検討されている。SRSO 2007 Report, *supra* note (10), paras. 45-62.

<sup>105</sup> SRSO 2008 Report, para. 100.

<sup>106</sup> SRSO 2007 Report, paras. 52-62.

<sup>107</sup> *Ibid.*, para. 59.

<sup>108</sup> UN Doc. A/HRC/4/35, para. 87 ; ASIL, p. 839.

<sup>109</sup> SRSO 2010 Report, para. 117.

<sup>110</sup> SRSO 2008 Report, para. 102 ; SRSO 2010 Report, para. 118.

認識不足、制度側の能力不足、範囲が制限されていることなどが挙げられる<sup>111</sup>。こうした問題に対して対処していくこと、つまり、いかにして認知度を向上させるかが当面の課題であると考えられている。

#### 4. 「保護・尊重・救済」フレームワークの評価

##### (1) 「フレームワーク」の中身の確定

以上に概略を示した「保護・尊重・救済」フレームワークと考えられているものに対してわれわれはどのように評価することができるであろうか。ある種の評価を試みる前に確認しておかなければならないことがある。

本稿ではここまで『保護・尊重・救済』フレームワークという表現を特に何の留保もつけることなく用いてきた。しかし、前節で述べてきた内容は、事務総長特別代表が人権理事会に提出した報告書（複数）の中に記述された内容を、原則として特別代表が与えた形式に従って、（本稿の）筆者なりにまとめたものである。そして、それは、一般の解説者らが提示するやり方から乖離してはいないはずである。しかしながら、これをその記述された内容、あるいは一般に提示される内容を再度、厳密に吟味してみると、そこには概念としての「フレームワーク」の部分（便宜上、これを「中核的部分」と呼んでおく）のほかに、「フレームワーク」に関連する説明書き、警告文、もしくは勧告事項等に代表される「但し書き」の部分（「便宜上、「周的部分」と呼んでおく）が含まれていることが把握される。二つ異なった種類の要素が混在しているのである。

しかしながら、本稿において、「フレームワーク」に関する評価を試みようとするときには、やはり分析的にこの二つを区別しておくことが最低限必要であると判断される。では、いったい何がその「中核的部分」であり、何が「周的部分」なのか。ラギー事務総長特別代表が任務を果たす過程で公表した報告書をはじめとする文書からできるかぎり忠実に趣旨を読み取るかぎり、彼が提示した「フレームワーク」の中核的部分とは次のような内容を含むものであると考えられる。

まず、①国家は国際法上、領域内にいる者の人権を保護する義務を有する。そしてその保護義務には、第三者による人権侵害を防止するために必要な措置をとることが含まれるため、企業が直接的にはもちろん、間接的にも人権を侵害しない（人権侵害に加担しない）ようにするために必要な措置（立法その他の政策）をとること、さらには、人権侵害を受けた被害者に対する救済へのアクセスを確保することが含まれる。管轄権を越えたところにまで保護義務が及ぶかどうかについては見解が分かれているが、域外的管轄権を行使することは禁止されていない<sup>112</sup>。実際、そうした方向性を模索し始めている国が登場してきている。

一方、②企業は、単体としての企業だけでなく、企業グループとしても人権を尊重する

---

<sup>111</sup> SRSR 2008 Report, para. 102 ; SRSR 2009, para, 107.

<sup>112</sup>

責任を負う。その責任は、ベースライン責任であって、操業する国の国内法の下での義務を果たすことだけでなく、それを越えて自発的に人権尊重の取り組みを進めることも含まれる。その責任の中核的な部分は「人権デュー・ディリジェンス」の行使することである。人権企業活動そのもの、あるいはバリュー・チェーン、サプライチェーンは国境を超えて広がるため、企業はグローバルな範囲にまたがって「人権デュー・ディリジェンス」を行使することが求められる。また、企業または企業グループは、組織内における苦情処理システムを活用することによって、潜在的な人権被害を防止し、あるいは初期の段階で侵害を感知することも人権尊重責任の部分として求められる。企業または企業グループは、人権尊重責任を果たさない場合にはレピュテーションの低下につながりうる社会的制裁を受けることになるほか、場合によっては法的制裁を受けるかもしれない。

③「救済へのアクセス」概念の下で説明される各種メカニズムは、基本的には、国家の責務または企業の責任概念のいずれかによってカバーされる。具体的には、国家が直接、責任を負うところの司法的救済メカニズム、およびNHRIやNCP等の国家ベースの非司法的な救済メカニズム等は国家の責務によってカバーされる。領域的管轄を越えて人権被害者を救済する方向性が芽生えつつあるが、その正当性等に関しては、特に国家間でコンセンサスが確立されていない。一方、企業が個々に設置する苦情処理メカニズムなどは、その運営のすべてが企業の尊重責任によってカバーされるものではないにしても、少なくとも運営の一部は企業の尊重責任によって担保される。これに対して、補完的な機能を期待される業界イニシアティブやマルチステークホルダー形式の救済メカニズムは、国家の責務または企業の責任概念によってカバーされる部分があるものの、関係するステークホルダーにもその運用責任の一部が担われる可能性があるなど、多様な主体の自発的、協働的な相互作用の中において実現される理念であると考えられる。

④国家の保護責務と企業の尊重責任は独立して存在するものである一方で、相互に補完し合う関係にある。「人権デュー・ディリジェンス」の行使は企業の人権尊重責任の中核であるが、国際法の下で国家は「人権デュー・ディリジェンス」の行使を企業に義務づけるような立法制化を進める義務までは負っているとは解釈できない（実際、「フレームワーク」自体もそこまでを要求しているようには思えない）。しかしながら、（ラギーの「フレームワーク」に関する解説およびその趣旨を理解するかぎりにおいては）少なくとも、国家の側において、企業が権利を尊重するような文化を育成・醸成するようなインセンティブを作り出す（法的責務ではないという意味で）道徳的責務が課されている（と解釈される）。一方、企業は国家から規制を受ける立場、もしくは保護を受ける受益者の立場に立つが、そうした立場に止まることなく、いわゆる「CSR」の実践の一部として、グローバルな人権課題の解決に向けた国家あるいは国際機関の取り組みを支援する道徳的責任を負っている（と解釈されるし、実際、そうした社会的期待が醸成されつつある）。言い換えれば、国家の保護責務と企業の尊重責任は、「企業と人権」に関するより大きなグローバルなシステムの構築努力に結び付けられている。そうしたグローバルなシステムは両者にとって共通の

課題であり、その実現に向けて国家と企業は「共通の責任」 shared responsibility を負っているのである<sup>113</sup>。

以上のように「フレームワーク」のコンセプトの中身を確定することができる。それを確定することにより、事務総長特別代表が人権理事会に提出した報告書の中で「フレームワーク」の中身に該当しない部分がある程度、浮かび上がってくる。それは「フレームワーク」の中身を構成するものというよりも、むしろ、「フレームワーク」の実効性を高めるための提言や勧告を含んでいる部分であると言える。実際、ラギーは、一連の報告書の中で「フレームワーク」を実現させるための提言、警告、勧告を行っている。それをすべて網羅する余裕はないが、たとえば、以下のようなものがそれにあたる。すなわち、(1) 二国間の投資保護協定に関しては、凍結条項や安定化条項が挿入されているために、ホスト国の社会政策の犠牲の上に投資家の保護が優先されているという問題を改善する必要があること、(2) 親会社は子会社が犯した不法に対して一般的に責任を負わないという責任限定の法理は修正される必要があること、(3) 多国籍企業の本国側の ECA が与信の際にクライアント企業に対して「人権デュー・ディリジェンス」を要求すべきであること、などである。そのほか、いまだ十分に発展しているとはいえない「救済メカニズム」については、とりわけ具体的な提案や勧告が多く報告書に盛り込まれている。

## (2) 「フレームワーク」の構造的特徴

次に、「フレームワーク」の特徴を探ることにしたい。まず、「フレームワーク」の構造に着目したい。構造的な特徴として、とりわけ、「企業人権責任規範」草案との比較において見た場合、四つの特徴を指摘することができる。(i) マルチ・アクター、(ii) マルチ・レイヤー、(iii) グローカリズム、(iv) ダイナミズムである。

(i) 「マルチ・アクター」については、多言を要しないであろう。「フレームワーク」の視座には責務や責任を負う主体として国家と企業が明確に位置付けられているが、主体として視座に入るのは国家と企業に限られない<sup>114</sup>。人権保護に関係する国際的な機関、市民社会を含む一般社会の果たすべき役割も視野に入っている。また、認識された各種の人権救済メカニズムの一部を運用している NHRI や NCP は、独自の主体性を有するものではないかもしれない。しかし、果たすべき役割は明確に示された人権救済メカニズムを担う主体と

---

<sup>113</sup> 2008年報告書の中では「差異あるが補完的な責任」というフレーズが使われている。これに対して、「共通の責任」の語は、AJILの論稿において次の近コンテキストで使われている。ラギーは、悪事を犯した実行者だけの責任を追及する (individual liability model) はグローバルガバナンスに関わる大きな不均衡という問題を解決できないと主張する際、政治哲学者のマリオン・ヤングを引用した。すなわち、そうした問題は「集合的な行動」(collective action)を通してはじめて是正されることができるとヤングは述べるが、そのためには「共有された責任」のより広範な構築が必要になる、と引用する形でその言葉を使っている。AJIL, p. 839. Marion Young, Responsibility and Global Labor Justice, 12 *Journal of Political Philosophy*, p. 387.[孫引き]

<sup>114</sup> 「すべての社会的アクター—国家、企業、市民社会—は多くのことをそれぞれに行うことを学習しなければならない」(SGSR 2008 Report, para. 7)は、2010年報告書においても引用されている。SGSR 2010 Report, para. 5.

して、これを一種のアクターとして把握することができる。この点において比較すると、「草案」は、多国籍企業を中心にした企業を名宛人として位置付けているだけで、国家の役割が明確に位置付けられているとは言い難い。

(ii) 「マルチ・レイヤー」とは、「人権と企業」問題に関して責務や責任を負う主体が、国際レベル、国家（国内）レベル、組織内レベルといったいろいろな層（レベル）において、それぞれが取り組むプロセスが描かれていることを指す。それらの層は必ずしも階層構造になっていないため、むしろ、「異なった位相空間」が用意されていると見るほうが適切であるかもしれない。

(iii) 「グローカリズム」とは、中心から外側に向かうベクトルを有する影響力をイメージしたもので、あるローカルな取り組みがネットワークやチェーン等を利用することによって、グローバルな周辺やサブ主体に対して一定の影響力を行使するプロセスを指す。典型的には、ある一つの企業グループがある場合、グローバルに見て、ある地方に拠点を置くグループの中核会社が、グローバルに広がるグループ企業ネットワークを通じて、資本関係のある海外子会社等に対して影響力を行使することをイメージするとわかりやすい。その影響力の行使を「てこ」にして、そのグループ全体の人権実践を改善することができる。先に触れた「影響力の範囲」に関わる問題である。サプライチェーンを通じた影響力行使も、地方にある中心からグローバルな外側に向けての人権方針、人権実践を展開することに利用できる。「フレームワーク」の中でグローカリズムの特徴が見られるのは、企業行動に限られない。また、ある意味では、国際公益に資するべく国家が領域外に管轄権を拡大して域外の事象を規制しようとするプロセスも、グローカリズムの一つの現れ方とみることができる<sup>115</sup>。

(iv) 「ダイナミズム」は言うまでもない。「草案」が想定する、相対的にスタティック（静態的）なエピソードとは異なり、「フレームワーク」が描いているのは、国家や企業、その他の行動主体がそれぞれの責務や責任を認識し、それを履行しながら、しかも互いに作用を及ぼしながら行動するという非常にダイナミックな展開である。とりわけ、国家と企業は、規制者と被規制者との関係にも立つが、時として、協働するパートナーの関係に入ることも想定されている。グローバル社会の共通の目標に向かって協働する様は、グローバル・コンパクトにおいてはしばしば援用されるイメージであるが、まさにそのイメージが「フレームワーク」についても当てはまる。「フレームワーク」にダイナミズムを生み出しているのは何か。ラグビーが事務総長特別代表としてその任務にあたる自らのスタンスをラグビーは「原理に基づいたプラグマティズム」 principled pragmatism と呼んでいる<sup>116</sup>。それは、「最大の問題が横たわっているところで変化を作り出すのに何が最も効果的であるかにプラグマティックにこだわりながらも、終始、人権の保護と促進の強化という原

<sup>115</sup> 域外管轄権の問題については、本稿の本節（3）（c）で若干詳細に議論している。

<sup>116</sup> E/CN.4/2006/97, *supra* note ( ), para. 81; SRSR 2010 Report, para. 4.

理にたゆまずコミットする姿勢」のことであると説明されている<sup>117</sup>。まさにその姿勢が「フレームワーク」に投影されて、ダイナミズムを生み出しているように思われる。そうした意味において、ラグビーのプラグマティズムは「フレームワーク」のダイナミズムを作り出す源泉の、少なくとも一部になっているといえることができるであろう。

### (3) 「フレームワーク」の法に対する関係

以上、網羅的ではないかもしれないが、「フレームワーク」の特徴をつかむことができた。今度は、それをベースとして、いよいよ「フレームワーク」の評価を試みることに進みたい。もともと、一口に「評価」と言ってもさまざまな角度や観点からさまざまな評価を行うことが可能であるが、本稿においては紙面の制約もあって広範囲から評価を行う余裕はない。さしあたり、本稿の冒頭で提起した問題、すなわち、「ガバナンス・ギャップ」を埋めるためのアプローチの視点に限定して、ある種の評価を試みることにしたい。

その視点からの評価を試みるにあたっては、本稿で記述してきた内容に若干の情報を追加しておく必要がある。追加情報は三点に関わる、一つは「ソフト・ロー」についてラグビーがどのようにこれを認識し提示しているかに関するものである。この点は法の発展についてのラグビーの認識を探る上で必要不可欠である。二つ目は「自己規制」self-regulationに関するラグビーの認識である。「自己規制」概念は、企業にとってはCSR概念に関連性がある。したがって、この点も押さえておく必要がある。三つ目は「域外管轄権」に関するものである。「フレームワーク」の内容にも直接、関連している。また、ラグビー自身も、域外管轄権の問題については特別代表としてかなりのエネルギーを割いて、概念の明確化および「フレームワーク」における位置づけを試みている。本稿におけるここまでの記述においても断片的に言及してきているが、今一度、問題になっている点等を整理しておきたい。

#### (a) ソフト・ロー

「ソフト・ロー」は、特別代表が人権理事会に提出した一連の報告書の中で何度か言及している。しかし、「フレームワーク」を正式に提案した2008年以降の報告書の中にける言及は限られており、2008年報告書、および、2009年報告書においては、いずれも特定の国際文書を性格づける際に用いているにすぎない。その国際文書とは、具体的にはILOの「三者間宣言」、およびOECDの多国籍企業ガイドラインのことである。2010年報告書の中でも、「国際的なレベルでは、企業の尊重責任は、企業責任に関する事実上あらゆる自発的およびソフト・ロー文書の中で承認され、また、現在では（人権）理事会そのものによっても確認された、期待される行動の一つの基準である」<sup>118</sup>という箇所では「ソフト・ロー」が言及されているだけである。いずれにしても、企業の尊重責任に言及するコンテキストで「ソフト・ロー」という言葉が使われていることに注目したい。先に示したように、ラグビーは、企業の尊重責任は社会的規範によって規定されると考えていた。それゆえ、ラグビー

---

<sup>117</sup> *Ibid.*

<sup>118</sup> SRSO 2010 Report, para. 55.

において社会規範と「ソフト・ロー」が同じものとして理解されているかどうかという疑問が浮上するが、報告書や論稿における記述を見るかぎりでは、ラギーは「社会的規範＝ソフト・ロー」とは捉えていないように思われる。

ソフト・ローについてラギーが最も詳しく議論しているのは、2007年報告書、および『アメリカン・ジャーナル・オブ・インターナショナル・ロー』誌に寄稿した論稿においてである。2007年報告書では「ソフト・ロー・メカニズム」というセクションが設けられている。そこでは、「ソフト・ローは、法的に拘束力ある義務をそれ自身において作り出さないという意味において『ソフト』である」と述べている<sup>119</sup>。それは、また、「国家および主要なアクターによる社会的な期待の承認を通して自身の規範的な力を引き出す」とも説明されている<sup>120</sup>。国家がソフト・ローを利用する理由は、以下のようなケースで国際秩序に対する将来的に可能な方向性を描くときであると述べる<sup>121</sup>。すなわち、(i) 国家がより強固な措置をとれないか、もしくはとりたくない場合、(ii) ある特定の問題に取り組むときに法的拘束力を持つメカニズムが最善のツールでないと国家が判断する場合、あるいは、(iii) より拘束力の強い措置が政治的の推進力を持つことを避けるような場合である。

また、ラギーは、人権に関する企業の責任（説明責任を含む）を規定する「ソフト・ロー・アレンジメント」 **soft law arrangements** には三つのタイプがあると述べている<sup>122</sup>。第一は、「政府間国際機構によって実行されている伝統的な基準設定役割」、第二は、「一部の政府間国際機構によって最近追加された強化されたアカウントビリティ・メカニズム」、第三は、「企業が関わる人権侵害の源泉を是正することにおいて、国家および市民社会とともに、直接企業を関わらせるような、出現しつつあるマルチステークホルダー形式」である。

まず、その「伝統的な基準設定役割」の解説の中で、「ソフト・ローの規範的な役割の顕著な事例」として挙げられるのが、ILOの「三者間宣言」、およびOECD多国籍企業ガイドラインなのである<sup>123</sup>。この二つの文書はいずれも「各国政府および企業によって広く参照されており、いずれより強固な形式に結晶化する可能性が高い。それゆえ、ソフト・ローの規範的役割は、企業の責任の基準を精緻化し、さらに発展させるためには必要不可欠であり続ける」と判断している<sup>124</sup>。

第二の「アカウントビリティ・メカニズム」においては、規則の遵守（コンプライアンス）に対する説明責任（アカウントビリティ）を強化する方法に焦点が当てられる。OECD多国籍企業ガイドラインのシステムにおけるNCPの果たす役割がそれである。また、現在までに人権要素を設定するようになったIFCにおいても、融資を受ける企業のコンプライアンスはオンブズマンによってレビューされる仕組みが導入されている。オンブズマンは、

---

<sup>119</sup> SRSR 2007 Report, para. 45.

<sup>120</sup> *Ibid.*

<sup>121</sup> *Ibid.*

<sup>122</sup> *Ibid.*, para. 46. AJIL 論稿における該当箇所は次の通り。AJIL, pp. 834-835.

<sup>123</sup> *Ibid.*, paras. 47-48.

<sup>124</sup> *Ibid.*, para. 49.

IFC のプロジェクト案件の社会的、環境的影響によって悪影響を受けたと申し立てる被害者の声を受け付ける。IFC 基準は、赤道原則を受け入れている企業によって追跡されるためアカウントビリティ効果はより広い範囲にまで届いている。

第三の「マルチステークホルダー形式」の典型は、本稿で先に救済メカニズムについて説明する中で言及した「治安と人権に関する自発的原則」、「キンバリー・プロセス」、「採掘産業透明性イニシアティブ」(EITI) である。「これらのイニシアティブは、社会的圧力によって動かされ、人権侵害に寄与するような規制ギャップを埋めることを意図している」と説明される<sup>125</sup>。これらは、「複雑な協働的ネットワークの中で責任を共有し相互的なアカウントビリティ・メカニズムを樹立している」<sup>126</sup>。そのネットワークの中には投資企業の本国、投資受け入れ国(ホスト国)、関係企業、市民社会団体、産業団体、国際機関、投資家団体などが含まれている。このシステムにおいては、関係国が規制行動を発動することがある。このことに示されるように、アカウントビリティ・メカニズムの強化とともに、参加主体にとって厳密に自発的な領域と義務的な領域の間の境界線が不明瞭になり始めている。それらのメカニズムを指してラギーが「ソフト・ロー・ハイブリッド」soft law hybrid<sup>127</sup> という表現を使うことがあるのは、そのためである。

これらマルチステークホルダー形式のイニシアティブには基準を設定し、あるいは遵守の有無を判定する外部的な機能はなく、すべて内部化されている。そうした意味も含めて、ラギーによれば、これらのイニシアティブは、「自発的なグローバルな行政的規則設定および実施の、出現しつつある実践の実験的な表明であるとみなされるかもしれない」。ほかの分野についてもいえることであるが、政府間国際機構のシステムが社会的期待の急速な変化に追いついていない多くの領域がある。

三つのタイプの「ソフト・ロー・アレンジメント」について検討した結果、ラギーが引き出した結論は、「ソフト・ローの基準設定役割は、国際社会における出現しつつある規範を結晶化するために、これまでと変わらず重要でありつづける」というものである<sup>128</sup>。また、別の論稿では、「ソフト・ロー・ハイブリッド」は、湧出国と輸入国、企業、市民社会を連携させるだけでなく、「自発的要素と義務的要素を統合する」といったコンセプトを具体化することによって「重要なイノベーションを象徴している」とも述べている<sup>129</sup>。

以上、ラギーが述べるところを整理するかぎりでは、ラギーは社会的期待に押される形で出現しながらも、それ自体はまだ拘束力を持つに至っていない基準や規則のことをもって「ソフト・ロー」として捉えており、しかも、拘束力の付与手続き作業が社会的期待の変化に追いついていない現代のグローバル社会にあっては、その果たすべき役割は重要で

---

<sup>125</sup> SRSR 2007 Report, para. 52.

<sup>126</sup> *Ibid.*, para. 53.

<sup>127</sup> *Ibid.*, para. 87 ; AJIL, p. 839.

<sup>128</sup> SRSR 2007 Report, para. 62.

<sup>129</sup> AJIL, p. 839.

あると認識していることがわかった<sup>130</sup>。

(b) 自己規制

2007年報告書の中では、「ソフト・ロー」と同様に「自己規制」についても一つのセクションを設けて議論・検討が行われている<sup>131</sup>。そのセクションでは、企業がしばしば社会的な圧力を受けながら、人権リスクと機会の評価動機に動かされて自発的に採用する政策や実践、あるいは自己規制の基準の現状を把握し、それについて若干の検討が加えられている。

人権に関する企業関連の自発的取り組みの現状を把握するために事務総長特別代表は、企業あるいは、企業団体を対象にいくつかの調査を実施し、その結果を理事会に報告した。その調査は、大きく分けて二つに分けることができる<sup>132</sup>。一つは、フォーチュン・グローバル500 (FG500) を対象に実施したもの、もう一つは「企業認識調査」とも言うべきもので、三つの内容、すなわち、現実の実践活動に焦点を絞った調査、8つの集合的なイニシアティブが採用する人権関連基準に焦点を当てたもの、そして、5つの社会的責任投資指標によって適用される権利クライテリアから構成されるものであった<sup>133</sup>。

特別代表によれば、「これらの調査は、自発的なイニシアティブが近年、急速に拡大したことを示している」<sup>134</sup>。FG500調査は、回答企業のほとんどが何らかの人権政策を備え、あるいは人権経営実践をおこなっていることを示している。ほか、そうした実践を行う企業の範囲も欧米に限られないことも示された。もっとも、深刻な人権問題を経験した企業は半数に満たなかった<sup>135</sup>。また、ほとんどのFG500企業は、自身の人権実践を監視する組織内の報告システムを備えていると答えたが、自身の社会的・環境的影響評価の範囲に人権クライテリアを含めている企業は3分の1程度であった<sup>136</sup>。一方で、それらの調査は自発性に基礎を置くこと (voluntarism) の弱点を明らかにした<sup>137</sup>。企業は自身が最大のインパクトをもたらす権利を必ずしも承認していない。また、企業が承認している権利は、通常、国際文書に依拠したものであるが、表現についてはばらつきがある。どの権利を強調するかについてもばらつきがあるが、とりわけ、政治文化が反映していると思われるのは、欧州企業が包括的な権利アジェンダを採用するのに対して、米国企業は権利および権利主体のより狭い範囲を承認する傾向にある<sup>138</sup>。

---

<sup>130</sup> もっとも、ラギーのソフト・ロー定義は一貫性に疑念がある。「草案」には、国際法として成立途上の規則が採用されていることをラギーは、批判しているが、これなどは、ある意味で、社会的期待によって形成途上にある規則であって、その意味において尊重すべき規則であるはずなのだが、これをラギーは切り捨てている。同じような「切り捨て」は、「規範」草案の正当性を否定する議論の中にも見られる。本稿第2節(2)『人権に関する多国籍企業およびその他の企業の責任規範』草案の扱いを参照のこと。

<sup>131</sup> SRSR 2007 Report, paras. 63-81.

<sup>132</sup> *Ibid.*, para. 65.

<sup>133</sup> *Ibid.*

<sup>134</sup> *Ibid.*, para. 66.

<sup>135</sup> *Ibid.*

<sup>136</sup> *Ibid.*, para. 72.

<sup>137</sup> *Ibid.*, para. 74.

<sup>138</sup> *Ibid.*, para. 75.

自己規制が最も挑戦を受けているのは、アカウンタビリティに関する規定である<sup>139</sup>。人権関連文書の数、多様性、採用企業数は大きく増えている一方で、アカウンタビリティの意味について、そして、いかにアカウンタビリティを確立するかについて深刻な問題が提起されている。とりわけ、人権影響評価、重要性、保証等について見るとアカウンタビリティに関する制度が十分に整っていないことがわかる。最大の問題は、各種のイニシアティブがすべてのタイプの企業に達していないということである<sup>140</sup>。具体的には、中小企業に適していない、国営企業がカバーされていない、自発性に委ねられているため出遅れ企業(laggards)が抜け道を探し出すといった問題である。

自己規制の問題に関してラギーが導き出した結論は次の通りである。「現行の自己規制方式のアキレス腱は、それらに備わるアカウンタビリティ・メカニズムが十分に発展していないということである」<sup>141</sup>。では、それに対してはどういう手を打てばよいというのであろうか。ラギーは、次のように答える。

「最大の課題は、真に市場を動かすような規模にまでそうした努力を引っ張り上げることかもしれない。それを引き起こすためには、アカウンタビリティ実践は市場メカニズムそのものの中に深く組み込まなければならない一方、国家がビジネス・インセンティブおよびディスインセンティブを構造化する必要があるように思われる。」<sup>142</sup>

以上が、ラギーが「自己規制」というセクションで議論した内容である。企業の自発性に委ねるシステムに欠陥があることを把握することができたようである。問題は、いかにして「インセンティブおよびディスインセンティブを構造化する」か、である。その回答が「フレームワーク」に反映されているのかどうか。この点は「フレームワーク」を眺めるときの一つの観点になりうるであろう。

#### (c) 域外管轄権

ラギーは、「域外管轄権の問題は、非常に広範なマנדートの中の相対的に小さな部分である」<sup>143</sup>としながらも、人権理事会に提出した報告書の中では必ずといってよいほど毎回、域外適用の問題に言及している。まず、事務総長特別代表におけるその関心の高まりの過程を俯瞰しておきたい。

まず、事務総長特別代表のラギーがはじめて域外管轄権の問題に言及したのは2006年の中間報告書においてである。中間報告書の中で国際法原則の適用性について検討した後、多国籍企業に対する本国の管轄嫌悪適用が将来的に拡大される可能性があることが指摘された。その可能性については緊密に検討する価値があるとして、法律専門家によるブレイ

---

<sup>139</sup> *Ibid.*, para. 76.

<sup>140</sup> *Ibid.*, para. 81.

<sup>141</sup> AJIL, p. 836.

<sup>142</sup> SRSR 2007 Report, para.85 ; AJIL, p. 837.

<sup>143</sup> E·CN.4/2006/97, *supra* note ( ), para, 38.

ンストーミングの必要性が言及された<sup>144</sup>。これを受ける形で、2006年11月、ブリュッセルでワークショップが開催された。その議論の要約が2007年報告書の付属文書に掲載されている<sup>145</sup>。そこでは、「域外責任を企業の責任追及における弱点を克服するための潜在的なツールの一つとして利用する傾向が現れつつある」ことにSGSRは留意したと述べられている<sup>146</sup>。またこのとき、域外適用に関する問題点として、(a) 企業の国籍をどのように決定するか、(b) 子会社または契約上のパートナーが人権侵害を犯した場合の責任をどう追及するか、といった問題点が確認された。

同じころから国家の人権保護責務は域外にまで及ぶかについて、言及・議論され始めた。言い換えれば、国家は人権を保護する責務を負っているが、その領域内で設立された企業またはその子会社が海外で人権侵害をしないように防止する義務まで含まれるかどうかに関わる議論である。この議論について、ラギーは、2008年報告書では、「国際法が、自身の領域で設立された企業による海外での人権侵害を防止するのに貢献することを要求されているかどうかについて専門家の見解は割れている」<sup>147</sup>と慎重な判断を示しながらも、「管轄権についての承認された基礎があるところでは」、国家は域外管轄権を行使することを「禁止されていないことについては、より大きなコンセンサスがある」<sup>148</sup>と述べる。また、「条約実施機関を含め、国際的なレベルでは、本国が自国の企業による海外における侵害を防止するために規制的行動をとることに対する奨励が増大しつつある」<sup>149</sup>とも述べている。

2009年報告書でも、「(国家の) 保護義務の管轄権の次元は、国際法の下では解決されていない」と述べている。この結論そのものは2010年報告書においても維持されていると思われる。2010年報告書では、新たに国家の義務に関する議論の中で「域外管轄権」と題するサブセクションが設けられ、それについての問題点が再び整理された<sup>150</sup>。この2010年報告書においては一つの大きな進展が見られた。それは、「企業と人権」に関わる域外管轄権に関する議論においては、「二つの異なった現象の間の決定的な区別が通常、曖昧にされている」と指摘されたことである<sup>151</sup>。一つは、海外の行動主体や活動との関連において直接、行使される管轄権であり、いま一つは、域外的な効果またはインプリケーションを有する国内的な措置である。前者は、犯罪の容疑者の国籍国が管轄権を行使するようなケースはこれに関わる。後者は、域外管轄権の行使には直接関係はないが、域外に一定の効果また

---

<sup>144</sup> E.CN.4/2006/97, para. 91. 「緊密な注目に値する法的基準の一つの重要な分野は、自国企業により海外で実行された最悪の人権侵害のためにいくつかの本国の管轄権を域外適用として拡大する可能性である」。 *Ibid.*, para. 71.

<sup>145</sup> A/HRC/4/35/Add.2, 15 February 2010.

<sup>146</sup> *Ibid.*, para. 38.

<sup>147</sup> SRSR 2008 Report, para. 19.

<sup>148</sup> *Ibid.* 2007年報告書では、「国際法はある国家が承認された基礎があることを条件としてそのような管轄権(=引用者注、域外管轄権)を行使することを許容している」という表現が使われている。SRSR 2007 Report, para. 15.

<sup>149</sup> *Ibid.*

<sup>150</sup> SRSR 2010 Report, paras. 46-50.

<sup>151</sup> *Ibid.*, para. 48.

はインプリケーションを持ちうるような国内政策（国内立法政策を含む）を採用することが可能である。たとえば、これは、親企業に対して、当該企業グループ全体の人権政策および影響について報告することを義務付けることなどがその例である。生産的な議論を行うためにはこの二つを区別して議論すべきであるというのが、2010年報告書における事務総長特別代表の提案である。

域外管轄権に関する議論の中から「域外的な効果またはインプリケーションを有する国内的な措置」の部分を切り離して議論するようになったことは大きな進展を象徴する。「企業と人権」に関する域外管轄権に問題に関しては、その後いくつかの文献が出されているが、いずれもこの二つの要素の区別を基礎として採用しているからである<sup>152</sup>。その意味で、その「切り離し」は有意義な議論・分析への道を開くことにつながったように思われる。

「国内的な措置」の問題はさておき、域外管轄権の行使との関連において観察してみると、ラギーは、国際犯罪の実行者あるいは共謀者としての企業の責任を追及する法的発展の進展に注目していることがわかる。一つは、国際犯罪に対する責任追及の動きの中に、将来的に企業の国際犯罪関与責任が（国内裁判所により）追及される可能性を読み取ることに関わる。具体的には、ラギーは、2007年報告書の中で、いくつかの国が自国民によって実行された、あるいは自国民に対して実行された国際犯罪について域外管轄権を規定していること、ごく少数の国は国内法を（域外に）拡大するために普遍的管轄権に依拠していることに言及しながら、それらの国が企業の刑事責任を可能にする場合には、それら域外管轄権に関する規定は企業にも適用される可能性があるとして述べている<sup>153</sup>。実際、国内法違反に対する刑事処罰を承認する法体系の国は少なくないという観察の上に、ラギーは、蓋然性の単純な法則性が示すところによれば、「企業は将来、国際犯罪について厳しく責任を問われることになるであろう」<sup>154</sup>と述べるなど、海外における国際犯罪を処罰する法的仕組みが最近の立法によって整備される方向にあると指摘する。

もう一つは、民事裁判における域外管轄に関わる問題である。これは「救済へのアクセス」との関連において問題になる。すなわち、ある国に本拠を置く企業の海外子会社が現地で人権侵害に関与した場合にその親会社の民事（賠償）責任を追及するために当該本国の裁判所に提訴できるかどうかという問題である。ラギーは、理事会に提出した報告書や付属文書の中で、企業が海外で実行した国際法違反行為に関して米国の外国人損害請求訴

---

<sup>152</sup> たとえば、Zerk, J., *Extraterritorial Jurisdiction: Lessons for the Business and Human Rights Sphere from Six Regulatory Areas*, a report for the Harvard Corporate Social Responsibility Initiative to help inform the mandate of the UNSG's Special Representative on Business and Human Rights, Working Paper No. 59, June 2010;

<sup>153</sup> SRSO 2007 Report, para. 25. Faro の調査によれば、調査対象 16 か国のうち 5 か国（オランダ、カナダ、オーストラリア、スペイン、英国）で、海外で実行されたものに対する普遍的管轄権の適用が認められている。 *Ibid.*, footnote 22.

<sup>154</sup> *Ibid.*, para. 27. 同じく Voiculescu によると、イタリアでは代理責任や過失責任に基づき法人を処罰する法改正が 2001 年に成立し、この法律はイタリアで登録された企業が海外で犯罪を実行した場合にも適用される。また、オーストラリアの 1995 年刑法の下では、企業文化の存在が立証されれば当該犯罪の実行をその企業が承認または許可したことになる。

訟法 (Alien Tort Claims Act: ATCA) の下で提起された提訴にたびたび言及している。ラギーは、ATCA は、ツールとしては限定的であるが、「一つの救済を提供するという事実が一つの違いを生み出す」<sup>155</sup>と述べ、それに存在する意味を見出している。

以上、筆者は、ラギーが域外管轄権に言及した個所に注目し、できるかぎり彼の思考に沿う形でそれをまとめてみた。論点を整理すると、以下のようになる。一つは、国家が国際法の下で人権保護義務を負っているが、その保護義務がはたして領域外にまで及ぶかどうかという論点である。一つの具体的な形としては、自国企業が海外で人権侵害に関わった場合にその本国が当該企業の法的責任（この場合は、主として刑事責任であると思われる）を追求する義務を国際法の下で負っているか、という質問に置き換えることができる。これについては、専門家の意見は割れているというのがラギーの判断である。もう一つは、国際法が国家に対して域外管轄権を行使することを禁止しているかどうかという論点である。これについては、広範囲にわたる専門家からのヒアリングを経て、ラギーは「禁止されていない」ことを確認している。この点は、「救済へのアクセス」の関連において、ある国の裁判所は外国で発生した人権侵害について、自国民とはかぎらない被害者から救済を求めて提起された訴えを認めることができるかどうか、認めるべきかどうかという議論にもつながる。

要するに、域外管轄権の行使は「必ずしも義務になっていない」、しかし、「禁止されてもいない」のである。これはあくまで事実に関する言明である。しかしながら、この事実判断を踏まえたうえで、現状でどのような変化ないし発展が展開されつつあるかについて観察をした上で、ラギーは次の結論を導いている。すなわち、「国内の裁判所が国際的な基準を適用するような形で、国際犯罪に対する潜在的な企業の責任をめぐるネットワークが広がりつつある」と<sup>156</sup>。また、別の論稿においては、「企業が国際犯罪の責任を問われる可能性の増大」に言及している<sup>157</sup>。これらはいずれも、法の発展に関する、これも一つの事実の言明であって、それ自体として法的拘束力を有するものではない。また、ラギー自身はその発展しつつある中に「ソフト・ロー」の要素を見出しているようにも思えない。しかしながら、繰り返しになるが、これらの法発展は、国家の域外管轄権の問題との関わりにおいて（もちろん、それだけではないが）提起されていることを確認しておきたい。

(未完)

---

<sup>155</sup> E.CN.4/2006/97, para. 62.

<sup>156</sup> SRSR 2008 Report, para. 105.

<sup>157</sup> AJIL, p. 830.